

第 VIII 編

データ交換協定書

VIII データ交換協定書

1. データ交換協定書の必要性

ネットワークを介して企業間でEDI取引を行う場合、EDIに必要な契約事項を明確にしないままEDIを運用してしまうと、障害やトラブルが発生したときに法的な解決を困難にする恐れがあります。

そのためには、EDIの運用を開始する前に、EDI取引に必要な契約事項を「データ交換協定書」などの形で、取引相互間で締結しておくことが望まれます。

この「データ交換協定書」は、当事者間に継続的な取引に関する基本契約が締結されていることを前提としています。すなわち、基本契約を補完する形となります。

2. 物流取引におけるデータ交換協定書

物流取引は、商品の受発注取引とは異なる特性を有しています。商品の受発注取引は、商品の売買を行うものであり財産権の移転が発生します。一方、物流取引は、物資の移動、保管、付帯業務などのサービスの提供あるいはこれらの作業の委託・請負となります。

これら物流取引の特性を踏まえた物流取引用の「データ交換協定書」については、検討中であり現時点では成案が得られていません。

(財)日本情報処理開発協会 電子商取引推進センター(当時、産業情報化推進センター)がとりまとめた「データ交換協定書(参考試案)」を第3項(次ページ)に示しますので、物流EDIの導入に当たっては、この「データ交換協定書(参考試案)」を参考にして実際の「データ交換協定書」を作成することが望まれます。

なお、この「データ交換協定書(参考試案)」は、商品の受発注取引にEDIを使用することを前提として作成されているため、物流EDIに適用する際には下記のように読み替える必要があります。

- 甲(発注者) → 荷送人または寄託者
- 乙(受注者) → 運送事業者または倉庫事業者

3. データ交換協定書(JIPDEC参考試案)

3.1 EDI標準契約検討の背景

ネットワークを利用した企業間のEDI取引の場合、EDIに必要な契約事項を明確にしないままEDIを導入した場合は、いざ障害やトラブルが発生した時に法的な解決を困難にするおそれがあるばかりでなく、取引の公正や安全をはかるうえからも問題となる。既にいくつかの業界団体で標準契約書が公表されているが、これらの標準契約書、モデル契約書は、各業界ごとの商慣行や特性も加味して作成されているため、必ずしも、業界や業種を異にするEDI取引には適用しうるも

のとはいえない。

そこで、日本情報処理開発協会（会長 井川博）産業情報化推進センターの「EDI 法的问题調査研究委員会（委員長：一橋大学法学部 堀部政男教授）」では、このほど特定の取引分野を前提とすることなくEDI に特有な必要最少限の法的な事項を定めたデータ交換協定書（参考試案）について検討し、その検討結果を報告書「EDI 法的问题調査研究報告書 - EDI に関する標準契約について-」としてとりまとめた。

3. 2 データ交換協定書の前提条件

現実に行われている企業間のEDI 取引では、契約当事者間において取引の様々なレベルにおいて合意が形成され、これらの合意によって取引の内容、データ交換に伴う各種の技術的事項などを具体的に定めている。このような様々なレベルの合意は、次の3種類に整理でき、これらが一体となって継続的な取引契約の仕組みを構成するものと考えられる。

(1) 背景となる取引契約（基本契約）

それぞれの継続的な取引の実体的な契約内容を定める契約であり、取引に応じて基本的に定める必要のある各種の事項を定めるものである。

(2) データ交換協定

電子的な手段によって取引にかかわるデータの交換を行う場合に、そのような手段を取ることによって特有な法的问题について基本的な事項を規定するものである。

(3) 運用マニュアル

運用マニュアルは、EDI においてデータ交換を行うために必要の技術的な諸事項を具体的に定めるものであり、従来の運用規約などと呼ばれていたものに相当する。

3. 3 データ交換協定書作成の基本方針

データ交換協定書作成にあたっては、以下の事項を基礎としている。

(1) 継続的取引に関する基本契約の存在

当事者間に「継続取引基本契約」、「取引基本契約」等のいわゆる基本契約（背景となる取引契約）が締結されていることを前提としている。

(2) 中立性の確保

現実のEDI 契約においては、取引当事者の一方に有利な事項が定められることがあるが、このような一方の利益に偏る契約条項は必ずしも適切ではないと考え、本データ交換協定書作成にあたっては、できる限り、当事者間の中立・公正を保つ方針をとった。

(3) 汎用性の確保

本データ交換協定書作成にあたっては、取引のEDI 化に伴って、当事者間で定めるべき必要最低限の事項を取り上げることにより、汎用性を付与することを意図した。

(4) 想定したシステム

想定したEDI システムは、物品売買に関する取引当事者が、VAN事業者を介在させず、発注データおよび受注データの双方を伝達し、かつ、送信者がデータ伝送を起動し相手方の指定されたメールボックスに当該のデータを書き込む双方向型を想定した。

(5) 運用マニュアルとの関係

汎用性を確保するため、取引のEDI 化に伴って必要と思われる最低限の事項にとどめ、本来

ならば協定書本文中に記載すべき事項も、下位規範である「運用マニュアル」に記載するようにした事項がある。

(6) 既存の取引契約との関係

本データ交換協定書は、それがすでに当事者間に存在している「背景となる取引契約」に影響を与えないとの方針のもとに策定している。

(7) 各種の法規制との関係

取引分野によっては、各種の業法による規制があり、その条項を遵守しなければならないが、これらの法規制を網羅的に包含する標準契約を作成することは不可能なため、これらの法規制を考慮することなく試案を作成している。

(8) 国際的な視野

本データ交換協定書は、国内取引に適用されることを前提としているが、EDIには国境がなく、国際取引に適用されるデータ交換協定との整合性を図る必要があるため、UNCITRALのモデル法案やECE/WP. 4のモデルデータ交換協定書等を参考にし、国際的な動向もある程度視野に入れた契約条項となっている。

3. 4 協定書本文

データ交換協定書（参考試案） Draft ver. 1.1

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における別紙記載の商品に関する継続的取引（以下「本件取引」という）に基づく個別の契約（以下「個別契約」という）を電子的なデータ交換により成立させることに関して次のとおり協定を締結する。

第1条 データ交換の実施

甲および乙は、本件取引に関する個別契約をデータ交換により成立させることに合意する。

第2条 運用マニュアル

1. データ交換の実施に必要なシステム、送信手順、メッセージ構成、伝達するデータの種類、システムの稼働時間その他の細目は、甲乙間で別に定めるデータ交換運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という）で定める。
2. 甲および乙は、運用マニュアルがこの協定と一体をなし、この協定と同一の効力を有することを相互に確認する。
3. システムの変更その他の事由により運用マニュアルを変更する必要がある場合には、その変更に伴う費用負担を含め、甲乙間で事前に協議を行い合意のうえ変更する。

第3条 データ交換の安全および信頼確保のための手順

甲および乙は、データ交換の安全確保のため下記各号の全部またはいずれかの手順を実施するものとし、その実施の手順の内容は運用マニュアルに定めることに合意する。

- (1) 発信者の同一性の確認手順
- (2) 発信者の作成権限の確認手順
- (3) 伝送途上におけるデータ変質の確認手順
- (4) データ内容誤りの有無に関する確認手順

(5) その他甲および乙が合意する事項

第4条 データの伝達

データの伝達は、運用マニュアルに定める方法により、相手方のメールボックスに書き込むことにより行う。

第5条 読み出し不能データの取扱い

1. 伝達されたデータの読み出しができない場合または読み出しにかかるデータに技術上の誤りがある場合、データの受信者は、これらの事情を知った後、直ちに、相手方に対してその旨を_____により通知する。
2. 前項による通知がある場合、発信者は当該のデータを撤回したものとみなす。

第6条 受信確認

1. 甲または乙は、相手方に対し、その伝達にかかる発注データまたは受注データの受信確認を求めることができる。この受信確認の方法は、特段の指定なき限り_____の方法によるものとする。
2. 前項の受信確認を受領した場合、当該発注データまたは受注データの伝達は完了したものとみなし、その受領がない場合には伝達がなかったものとみなす。

第7条 データの確定

甲および乙は、伝達されたデータが第3条各号に定める安全確保のための手順に従って作成・伝送された場合には、それぞれ確認された事項につき受信データの内容が確定することに合意する。

第8条 個別契約の成立

本件取引に関する個別契約は、受注データが伝達された時に成立するものとする。ただし、乙が甲に対して第6条の受信確認を求めた場合には、個別契約は受信確認の受領の時に成立するものとし、かつ甲乙間に別段の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

第9条 データの保存および交付

1. 甲および乙は、それぞれの発信にかかるデータおよび受信にかかるデータを保存するものとし、相手方の請求がある場合には、これを相手方に交付しなければならない。ただし、プリントアウト・複製その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。
2. 保存および交付の細目に関しては運用マニュアルに定める。

第10条 費用負担

この契約に定めるデータ交換の運用に伴う費用の負担は別に定めるとおりとする。

第11条 システムの管理

1. 甲および乙は、データ交換が円滑かつ安全に実施されるようそれぞれシステムを管理するものとする。
2. システムの異常、故障発生時に伴う措置は、運用マニュアルに定めるところによる。

第12条 基本契約との関係

甲乙間で締結した本件取引に関する 年 月 日付基本契約書に定めた事項とこの協定に定めた事項との間に相違がある場合には、この協定の定めが優先的効力を有するものとする。

第13条 有効期間

この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了の3カ月前までに甲または乙から相手方に対し書面により更新の拒絶または内容変更の申し出のない限り同一条件をもって更に 年継続するものとし、事後も同様とする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)